

# 基盤環境委員会

景観計画の見直しについて  
11月22日(協議事項)

## ◎見直し理由

計画策定から10年が経過し、現行基準の妥当性等に課題があるため、基準の強化や明確化、新たな基準の設定などを行うもの。

## ◎見直しのポイント

### ①屋外広告物

○サイズ・個数  
種類に応じた面積限度や壁面あたりの個数制限の設定

### ②建築物

宮川沿い眺望景観向上のための色彩基準の強化

### ◎委員会の考え

日本遺産登録やユネスコ無形文化遺産登録などに伴い、景観に対する関心が高まっており、基準の強化や新たな基準の設定については評価するとともに、今後の見守り・監視など行政の努力に期待します。

見直しに伴い既存不適格となる案件については、理解や協力が得られるよう市民や関係

・伝建地区に特化した基準の新設  
・屋上広告物を設置できない区域の拡大  
○色彩  
・「原色」の定義の明確化  
・(マンセル値による色相・明度・彩度の数値化)  
・市内全域における色彩基準の強化

### ◎特殊な広告物

・電光表示板、商品モニュメントの掲出基準の設定

者に十分配慮した上で適切な指導とともに時間的な補助の特例措置なども検討が必要と考えます。  
なお、景観重点区域の指定において、特に高山陣屋周辺については、伝建地区と同等レベルの取り扱いを強く求める。



耐震改修促進計画の見直しについて  
12月19日(協議事項)

## ◎見直し内容

### ①耐震診断義務化建築物の指定

・県指定防災拠点施設  
・倒壊時に緊急輸送道路をふさぐ恐れのある建物(国道41号線沿

線)：11件

### ②住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

の策定  
・緊急に耐震化促進を図る区域の指定と戸別訪問の実施  
(防火地域・準防火地域)

### ③地震予測・耐震化状況(住宅・特定建築物)・市有施設の耐震化状況等の更新

### ④耐震化率の目標値の設定

・耐震化促進のための支援制度拡充の検討

### ◎委員会の考え

まず、耐震改修が進まない要因や課題など、現計画に対する検証が必要である。  
そのうえで、手続きの改善や支援策の拡充など目標値の達成へ向けた実効性ある施策を展開すべきと考えます。



### ◎今後の予定

平成29年1月にパブリックコメントを実施し、3月に計画の策定・公表の予定。

### 太陽光発電施設等の設置に係る基準の設定について

12月19日(協議事項)

### ◎基準設定の目的

生活環境や美しい景観の維持保全を図りながら、自然エネルギー導入を促進するために、設置基準を明確化しトラブルを防ぐ。

### ◎基準内容

#### ①区域の設定

・法的に設置できない「禁止区域」  
・設置が望ましくない区域の設定(抑制区域)

・設置に配慮を要する区域(配慮区域)

#### ②届出対象事業の追加

「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」に基づく届出  
・野立ての太陽光発電事業(除10kw未満)  
・伝建地区・市街地景観保存区域内におけ

る屋根上の太陽光発電設備の設置

### ③設置基準の策定

・防災・治水対策  
・景観への配慮(色彩・形態意匠・低反射等)  
・緑化・植栽帯  
・生活環境の保全(反射光の影響調査・住民説明会の義務づけ)  
・管理者の明記

### ◎委員会の考え

自然環境や生活環境、景観への影響を懸念する市民からの声を受け止め、区域の指定や設置基準を定めることは評価するが、遅きに失した感は否めない。

市民や事業者への周知につとめ、抑止力など実効性の確保や既存施設の現状把握・指導など市の方針の明確化、今後の区域拡大などについて後付けとならないよう積極的に議論すべきと考えます。

### ◎今後の予定

平成29年1月にパブリックコメントを実施し、その後市民や事業者への説明会を開催し、4月から新基準の適用予定。